

パチンコ・パチスロ店営業における

新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドライン



①感染拡大防止を最優先とする取組み

政府が収束宣言するまでの間は、遊技客及び従業員の感染防止、そして地域の方々に安心していただくために、何よりも感染拡大防止を最優先とする取組みが重要である。感染防止対策を怠り、万が一店内でクラスターが発生することがあれば、不特定多数が集まるパチンコ店等に対して休業を求める声が高まり、全国のパチンコ店等の営業はもとより、業の存続が危ぶまれる事態に成りかねないことを念頭に真摯に取り組んでいただきたい。

②営業方法に関する取組み

(1) 広告宣伝の自粛

外出自粛が要請されている間は、来店を促すあらゆる広告宣伝は一律自粛すべきである。地域の感染状況が収束に向かっている場合も、県外からの越境者により地域の感染リスクが増加することを踏まえて、全国の感染状況に一定の収束が見えるまでの間(現状では少なくとも5月末日)、広告宣伝の自粛をする必要がある。

(2) 遊技客の間隔確保(台間ボード、間引き営業)

遊技客の間隔を確保するため台間ボードの活用、または遊技台1台おきに電源を落とした間引き営業を実施する。台間ボードがない店舗は台間に透明ビニールシートの設置も検討する。通路幅が狭い店舗で間引き営業をする場合は、背中合わせが互い違いになるようにして距離を確保する。

(3) 店外照明の減灯

営業時間の短縮等と併せて、ネオンサインを含む店外照明の減灯についても配慮する。ただし、安全面を優先するため、駐車場及び通路等は減灯しない。

(4) 営業時間短縮など

夜間の外出自粛要請等により更なる対応が求められる場合に、一定の期間について、近隣の商業施設の営業動向を参考に、営業時間の短縮、場合によっては週末の休業、その期間等を検討する。

③リスク評価

パチンコ店等営業において、使用している設備及び提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染(1)と飛沫感染(2)のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行う。

(1) 接触感染のリスク評価

遊技球、遊技メダル、遊技機のハンドル・レバー・ボタン等、自動販売機、呼び出しボタン、椅子の背もたれ、ドアノブ(ドア開閉ボタン)、手すり等は、他者と共用する物品や手が触れる場所であるが、とりわけ遊技機のレバー・ハンドル・ボタン、自動販売機、呼び出しボタン、椅子の背もたれ、ドアノブ(ドア開閉ボタン)、手すりは、高頻度接触部位であり、特に注意する。

(2) 飛沫感染によるリスク評価

- ①遊技スペースにおけるリスク
- ②景品カウンターにおけるリスク
- ③休憩ブース、喫煙ブース等におけるリスク
- ④営業所内事務室等

④基本施策

各自治体の方針を把握・実践するとともに、その指示・要請を確実に履行する。各自治体から休業要請が行われておらず、営業する場合は、以下の取組みを実施する。

(1) 対人距離の確保等

- ①遊技客間について、対人距離を確保(周囲はく側面及び背面も含めて)できるだけ2メートルを目安に(最低1メートル)を確保するように努める。遊技機1台おき。遊技中の遊技客間の対人距離が確保できない場合は、アクリル板や透明ビニールシート等で遮蔽
- ②従業員と遊技客についても、①と同様に対人距離を確保
- ③人と人が対面する場所(景品カウンター等)について、アクリル板や透明ビニールシート等で遮蔽



④感染防止のための入場者の整理(整理券、抽選器等を活用するなどして、開店時の列を減らす工夫をするなど、密にならないように対応する。発熱又はその他の感冒様症状を呈している者等の入場制限を含む。状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限するなどの工夫を検討する)。

(2) 消毒など

- ①従業員及び遊技客について、手洗いや手指消毒を徹底
- ②入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ③施設内の十分な換気(空調設備の活用及び騒音などに配慮した入り口の常時開放)
- ④店内消毒の徹底
- ⑤従業員のユニフォームや衣服は原則毎日洗濯
- ⑥従業員及び遊技客のマスク着用の徹底(マスク無着用の遊技客の入場の制限)
- ⑦従業員のマスク着用の徹底を図る。また、正しい方法で着用するように従業員への指導を徹底する。
- ⑧毎朝の従業員の体温測定及び体調の確認
- ⑨従業員に対して、毎朝、検温することを義務付けし、検温及び体調の確認を徹底する。検温時に37.5度前後の発熱やだるさ、息苦しさがある場合は、感染防止を優先させ、無理な勤務をさせない。
- ⑩従業員の手洗い、うがいなどの衛生管理の徹底

⑤開店前・入場時・営業中の取組み

(1) 開店前の行列対応

- ①来店客の間隔確保
- ②長時間の行列を避ける対策

(2) 入場時の確認

- ①マスク着用の徹底
- ②手指のアルコール消毒
- ③感染症の可能性のある方の確認

(3) 営業中時の取組み

- ①県外居住者等の入場規制
- ②店内の混雑緩和

⑥店内での取組み

(1) 景品カウンターでの対策

- ①景品交換客の間隔確保
- ②景品交換業務における感染防止
- ③景品陳列の変更

(2) 施設内の十分な換気

- ①室内換気の徹底
- ②空調設備の点検

(3) 店内消毒の徹底

- ①不特定多数が利用する共用物の消毒
- ②ハンドルやボタン等遊技台周辺設備・備品の消毒

(4) 店内音楽(遊技機・BGM)を必要最小限にし、大声での会話の必要ない環境の保持

- ①遊技機・BGMの音量を最小限に調整
- ②遊技客と大声での会話を避けること

(5) 店内を走るなど、息が上がるような接客の自粛

(6) トイレ関係

- ①便器内は、通常の清掃を実施
- ②不特定多数が接触する場所は、清拭消毒の実施
- ③便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示
- ④ペーパータオルを設置もしくは個人用のタオルを準備
- ⑤ウイルス拡散防止のためハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

(7) 休憩ブース・喫煙ブース利用の際の注意事項の掲示(対面・会話の禁止等)

- ①休憩ブース等の利用制限
- ②喫煙ブース利用の際の注意喚起

(8) 遊技台での遊技客の食事の禁止

(9) ゴミの廃棄

- ①鼻水、唾液等が付いたゴミは、備え付けのビニール袋に入れて密閉して縛ること
- ②ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- ③マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗うこと

⑦遊技客・地域の方々への情報提供

(1) 感染防止対策に関する情報共有

- ①取組みポスターの店頭掲示
- ②Webサイトなどの活用

(2) 感染者の滞在が判明した際の情報公開

保健所などから感染者の立ち寄りの連絡が来た際や、従業員が感染したとの報告を受けた際は、保健所の指導に従い店内消毒など必要な対応を行い、その結果を店頭及びWebサイト等で遅滞なく情報開示する。

⑧従業員健康管理・バックヤードの取組み

(1) バックヤードにおける3密対策

事務所や休憩所・喫煙室の換気を徹底し、消毒液を設置するなど、店内と同様の感染防止対策を行う。また、喫煙室の利用時も店内同様に気をつける。

(2) 従業員などの健康管理等

- ①従業員への感染防止対策の指導
- ②毎朝の検温と体調の確認
- ③感染者が出た場合の対応

(3) 感染情報の把握と周知

厚生省のWebサイト及び地域における感染状況や専門家会議の提言等、最新情報の把握と従業員への周知を行う。長期間にわたる対策を継続するために、日々の情報更新と周知を徹底する。

⑨その他の対策

(1) 高齢者や持病がある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討する。

(2) 各店において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化する。

(3) これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「新しい生活様式」の実践例を周知するなどの取組みを行う。